

大分県報

平成二十八年
号外（二八）
三月三十日

（水曜日）

目次

告示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………一

○告示

大分県告示第二百七号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条中「第九条第一項」の下に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号。以下「番号利用等条例」という。）第四条第一項」を加える。

第二条中「掲げる事務」の下に「及び番号利用等条例別表第一の一の項から三の項までの下欄に掲げる事務」を加える。

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。